

断っているのに強引に作業され・・・

悪質な訪問販売にご注意ください！！

こんな相談が寄せられました

家のチャイムが光ったので、玄関を開けて耳が聞こえないことを伝え、男性は扉に足を入れて、「換気扇の清掃がしたい」と紙に書いて見せてきた。断っているのに扉に足をかけたままお願いされたので、こわかった。

仕方なく家に入れて、いくらかかるか聞いたが無視をされ、作業後に「10万円」と言われた。「お金が無い」と言うと、「銀行へ行こう」と言って車に乗せられコンビニへ行き、こわかったのでATMでお金を引き出して支払った。

一緒に家に帰ると、別の男性がいて、契約書にサインするよう言われ、こわかったので言われるがままサインをした。
(80歳代女性)

訪問販売により契約した場合は、特定商取引に関する法律に基づき、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフできます。

また、帰ってほしいと言っても事業者が帰ってくれなかったなど、クーリング・オフ期間を過ぎていても契約を取り消すことができる場合があります。

困ったことや、悩み事があれば一人で悩まず、まずは消費者センターへご相談ください。

◆ご相談前に準備しておくこと

① トラブルのもとになった商品やサービスに関する書類を用意しておきましょう。

- 契約書など約束ごとが書かれた書類
- 請求書や領収書など金額がわかるもの
- 商品やサービスの保証書
- 商品やパンフレット など

② 相談するときに聞かれることを知っておきましょう。

- 契約のきっかけ
- 契約日
- 契約・購入した商品、サービス内容
- 契約金額
- 支払方法
- 契約先事業者名 など

③ 相談しましょう！

- 原則として、契約したご本人からご相談を伺いますが、難しいようであれば、支援者の方に付き添ってもらいましょう。



◆大阪市消費者センターからのお知らせ

電話でのご相談が難しい場合は、行政オンラインシステム（電子メール）からも相談することができます。また、ファックスでも相談することが可能です。一人で悩まず、まずはご相談ください。

【ファックス番号】 **06-6614-7525**

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方

（日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）

※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

行政オンラインシステム



消費者センター メイン
キャラクター エルちゃん

消費生活
相談窓口

